

別記第1号様式(第6号関係)

平成25年度 補助金交付申請書



平成25年4月12日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

浴場名 港 湯  
申請者 住 所 函館市港町1丁目20-20  
営業者名 小松堂

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

上記補助事業に関し、次のとおり設備工事を完了しました。よって、補助金の交付を受けたいので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の理由

設備劣化による安全な運転営業の困難のため。

2 補助対象設備名

バーナー (燈油 燃焼器)

3 補助対象経費

785,000円

4 完了年月日

平成24年7月10日

5 添付書類

工事完了内訳書兼確認証明書、工事完了引渡書(写)およびその他必要と認める書類

別紙



平成25年度 補助金交付決定通知書

函 保 生

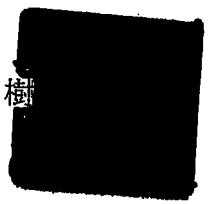
平成25年4月17日

浴 場 名 港 湯

住 所 函館市港町1丁目20番20号

営業者名 小松 宣 様

函館市長 工 藤 壽 樹



補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

平成25年4月12日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容の審査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付額

| 補助対象設備名 | 補助対象経費  | 補助率 | 補助金の交付額 |
|---------|---------|-----|---------|
| 廃油燃焼器   | 660,000 | 1/2 | 330,000 |
|         |         |     |         |
| 合 計     | 660,000 | 1/2 | 330,000 |

2 補助金の交付時期 平成25年5月

◎ 補助条件は次のとおりとする。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。
- (3) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査することがある。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。
  - (ア) この補助金の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (イ) 法令または函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
  - (ロ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (5) 補助事業者は、この補助事業に関する帳書類を備えるとともにこの補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。